

## 紀北のつどいでGAPについて説明しました

平成 30 年 2 月 15 日（水）、紀北町役場にて、紀北のつどいを開催し、その中で GAP について説明しました。

GAP とは、「Good Agricultural Practice」の略で、日本語では「良い農業のやり方」です。農薬の使い方、土や水など生産を取り巻く環境、農場の労働者の状況など、あらゆる行程を記録・点検・改善して、安全・安心な農産物の生産に繋げる取り組みのことです。

平成 32 年（2020 年）に開催される東京オリンピック・パラリンピックの農産物調達基準が国際水準 GAP 等の認証取得が必須であることや、消費者の「食の安全・安心」への意識が高まっていることなどから、今 GAP が注目されています。

尾鷲市、紀北町内での GAP についてのご相談は、尾鷲農林水産事務所 農政・農村基盤室 地域農政課（0597-23-3498）、または紀州地域農業改良普及センター 普及 1 課（0597-89-5126）へお問い合わせください。

